

《 定期券の解約、区間変更等に関するご案内 》

手続きには印鑑が必要となります。(別途手数料500円を申し受けます。)

1. 定期券を解約（払戻し）する場合

- 定期券の券面額から使用済日数（※1）に相当する運賃額を控除した残額を払戻しいたします。
なお、払戻手数料がかかります。

※1 使用済日数は、ご乗車の有無にかかわらず使用開始日から受付日までの実日数となります。

$$\text{券面額} - (\text{片道運賃} \times 2 [\text{往復分}] \times \text{使用済日数}) - \text{払戻手数料} 500 \text{円} = \text{払戻額}$$

(例) 300円区間の1ヵ月定期券を15日使用し解約する場合

$$12,600 \text{円} - (300 \text{円} \times 2 \times 15 \text{日}) - 500 \text{円} = 3,100 \text{円}$$

3,100円の払戻しとなります。

2. 定期券を変更する場合

- 通用期間の変更はできません。
- 乗車区間・経由の変更は、変更前券面額 (A) と変更後券面額 (B) のそれぞれで未使用日数 (※2) に相当する分を日割計算し、不足分をお支払いしていただく、または超過分を払戻ししております。
なお、変更手数料がかかります。

※2 未使用日数は、受付日の翌日から定期券の終了日までの実日数となります。

$$\frac{\text{旧券面額 (A)} \times \text{未使用日数}}{\text{通用日数}} - \frac{\text{新券面額 (B)} \times \text{未使用日数}}{\text{通用日数}} = \text{変更時の超過額または不足額}$$

$$\text{変更時の超過額または不足額} - \text{変更手数料} 500 \text{円} = \text{追徴額または払戻額}$$

(例) 300円区間の1ヵ月定期券を15日使用し、250円区間に変更する場合

変更前

$$\frac{12,600 \text{円 (A)} \times 15 \text{日}}{30 \text{日}} = 6,300 \text{円}$$

変更後

$$\frac{10,500 \text{円 (B)} \times 15 \text{日}}{30 \text{日}} = 5,250 \text{円}$$

$$6,300 \text{円} - 5,250 \text{円} = 1,050 \text{円 (返還額)}$$

$$1,050 \text{円 (返還額)} - 500 \text{円 (手数料)} = 550 \text{円 (払戻額)}$$

550円の払戻しとなります。

- ◎ 乗車区間の変更につきましては、券面に表示されている区間のどちらか一方を変更する場合に限り可能となっております。区間をどちらも変更したい場合につきましては、一度解約（払戻し）していただき、新たに定期券の購入をお願いしております。

3. 紛失の際の取扱いの場合

- 紛失・盗難の場合でも定期券は再発行いたしません。
- 必要な場合は改めて購入していただきますが、購入後に紛失した定期券が見つかった場合は、先に購入した定期券を日割計算により未使用期間に相当する分（重複している期間）を払戻しいたします。

※残日数によっては払戻金が発生しない場合がございますので、ご確認ください。

4. 1ヵ年定期券（通学のみ）の紛失の場合

- 通用期間が長いため紛失された場合を考慮し4回（3ヵ月ごと）に分けて発行しております。
- 紛失・盗難の場合でも再発行いたしません。
- もし通用期間中に紛失された場合には、期間短縮が有効な場合がございます。
ただし、期間短縮をすると残日数を繰り上げての発行となるため、その分満了時も繰り上がる
こととなります。
- 1ヵ年定期券預り書と印鑑をお持ちください。なお、払戻手数料がかかります。
- ◎ 紛失した定期券が通用期間中に見つかった場合、期間は元に戻せません。
定期券紛失届けを出すなどし、一週間程度様子を見ていただき、充分にご検討いた
だいてからの期間短縮をお勧めいたします。

※ 残日数によっては期間短縮できない場合がございますので、ご確認ください。

定期券解約・区間変更取扱窓口

旭ヶ丘営業所
はっちインフォメーション